

政策会議付議事案書（令和6年4月15日）

提案課名 保育こども園課

報告者名 吉藤 直

事案名	秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	「秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例」が準じる「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」について、内閣府令により一部改正されました。この改正では、小規模保育事業及び事業所内保育事業において従事する保育士・保育従事者の配置基準を改善することとなります。 つきましては、「秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例」を一部改正するものです。 なお、内閣府令附則第3項では、地方自治体において内閣府令に準じて条例を制定するに当たっては、改正基準等の施行の日から起算して1年を超えない期間内において経過措置が設けられていることから、令和6年第2回定例月会議において、議決された日を施行日とします。	
経過・検討結果	令和6年 3月13日 内閣府令の公布 同年 4月 1日 内閣府令の施行 ※本市内における小規模保育事業では、3歳以上の保育を実施していないことから、条例改正による影響はありません。 ※本市内においては、事業所内保育事業に該当する施設はありません。	
決定等を要する事項	「秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例」の一部を次のとおり改正すること。 1 小規模保育事業及び事業所内保育事業において従事する保育士・保育従事者の配置基準 (1) 改正前 満3歳児：20対1、満4歳以上児：30対1 (2) 改正後 満3歳児：15対1、満4歳以上児：25対1 2 経過措置 保育士・保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の配置基準は適用しないこととすること。	

今後の 取扱い	令和6年6月 同月	令和6年6月秦野市議会第2回定例会に条例改正議案を提出 公布の日から施行
------------	--------------	---

1 地域型保育事業について

	事業類型	定員	本市内設置状況
1	小規模保育事業	6から19人	・つくしんぼ保育園 ・煌星（きらほし）保育園
2	家庭的保育事業	1から5人	・コロちゃん保育室 ・おかのうえ保育室
3	事業所内保育事業	事業所の従事者の子ども＋地域の保育を必要とする子ども（地域枠）	※市内病院に設置されている保育所は、本市に認可申請手続きを行っていないため、対象外となります。
4	居宅訪問型保育事業	—	—

2 基準変更に伴う給付について

小規模保育事業への給付に当たっては、内閣府が定める**公定価格に児童数を乗じて算出**します。そのため、条例改正により小規模保育事業において新たな保育士・保育従事者を配置したとしても、**新たな財政負担は生じない見込みです。**

【参考】

令和6年度公定価格（地域区分：6／100地域、定員区分：13人から19人まで）

年齢区分	保育必要量区分	
	保育標準時間認定	保育短時間認定
乳児	234,590円	231,560円
1、2歳児	160,110円	157,080円
3歳児※	1、2歳児の65／100	1、2歳児の65／100
4歳以上児※	1、2歳児の60／100	1、2歳児の60／100

※3歳児及び4歳以上児の利用が利用定員の3割未満となるときは、3歳児及び4歳以上児の単価は1、2歳児の単価とする。

地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

小規模 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 6～19人

家庭的 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 1～5人

事業所内 保育事業



事業主体 事業主等

保育実施場所等 事業所の従業員の子ども＋
地域の保育を必要とする子ども（地域枠）

居宅訪問型 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3類型の認可基準を設定しています。

A型:保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型:**中間型 **C型:**家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型

※特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めている。また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型		職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模 保育事業 	A型	保育所の配置基準+1名	保育士*1	0・1歳児： 1人当たり3.3㎡ 2歳児： 1人当たり1.98㎡	●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3
	B型	保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		
	C型	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合、5：2)	家庭的保育者*2	0～2歳児： 1人当たり3.3㎡	
家庭的 保育事業 	0～2歳児 3：1 (家庭的保育補助者を置く場合、5：2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0～2歳児： 1人当たり3.3㎡		
事業所内 保育事業 	定員20名以上… 保育所の基準と同様 定員19名以下…小規模保育事業A型、B型の基準と同様				
居宅訪問型 保育事業 	0～2歳児 1：1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—	

・小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。

・連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

＜参考＞

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員
-----	----------------------	-------	---	--

*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。

*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者として。

*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合は、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。

市町村の確認制度（運営基準）

新制度は市町村が実施主体であり、事業者の皆さまが施設型給付・委託費、地域型保育給付を受けるためには、市町村の確認を受ける必要があります。

■給付を受ける施設・事業者の確認について

- 施設・事業者は、所在地の市町村から、施設型給付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設・事業者として「確認」を受ける手続きが必要です。

※施設型給付の支給に係る施設として確認した施設を「特定教育・保育施設」と言います。

- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行います。

- 1 教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上です（幼稚園は適用なし）。
- 2 利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、保育（3号）認定は0歳と1・2歳に区分して設定されます。
- 3 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応を行います。
 - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員が設定されます。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超えても柔軟に受け入れられます（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・恒常的な利用定員の超過については、定員弾力化の措置や、給付の減算措置等により対応することになります。

- 翌年度の正式な園児募集を開始する前に、上記の確認の手続きを所在地市町村の案内に従って行ってください。

■運営基準等について

【法人格】

- 給付を受ける特定教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格が求められます。

※新制度施行前に認可・認定を受けている幼稚園・保育所・認定こども園については、新制度施行時から参加する場合には、法人格を有さなくても給付の対象となります。

- 地域型保育事業者については、法人でない場合も対象になります。

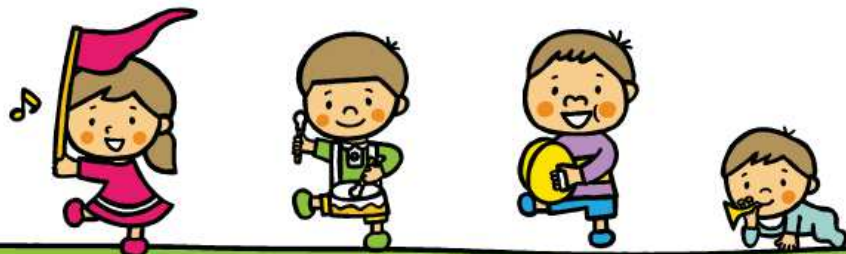
【運営基準の遵守】

- 施設の設備、職員配置などの認可基準を満たすほかに、国の基準を踏まえて市町村が条例で定める運営基準を守っていただく必要があります。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行います（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

【辞退】

- 対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、「事前の届出」「3ヶ月以上の予告期間の設定」「利用者の継続利用のための調整義務」が課されます。

※施設・事業自体から撤退する場合は、都道府県知事等の認可等が必要です。



■運営基準の分類と主な事項

●市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準に規定する内容は、主に以下の事項です。

利用開始 に伴う基準

- 内容・手続きの説明、同意、契約
- 応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)
- 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考
- 支給認定証の確認、支給認定申請の援助

教育・ 保育の提供 に伴う基準

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供
- 子どもの心身の状況の把握
- 子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)
- 連携施設との連携(地域型保育事業のみ)
- 利用者負担の徴収(上乗せ徴収や実費徴収に係る保護者の同意等)
- 利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)
- 特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)

管理運営 に関する基準

- 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示
- 秘密保持、個人情報保護
- 非常災害対策、衛生管理
- 事故防止及び事故発生時の対応
- 評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)
- 苦情処理
- 会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等)
- 記録の整備

撤退時 の基準

- 確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)



市町村の確認制度(運営基準) 14

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部
を改正することについて

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を別紙の
とおり改正するものとする。

令和6年6月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じて、小規模
保育事業及び事業所内保育事業において従事する保育士等の配置基準を改善す
るとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部
を改正する条例

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成 26 年秦野市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 5 号中「屋外遊技場の面積は、前号」を「屋外遊技場の面積は、同号」に改める。

第 30 条第 2 項第 3 号中「20 名」を「15 名」に改め、同項第 4 号中「30 名」を「25 名」に改める。

第 32 条第 2 項第 3 号中「20 名」を「15 名」に改め、同項第 4 号中「30 名」を「25 名」に改める。

第 45 条第 2 項第 3 号中「20 名」を「15 名」に改め、同項第 4 号中「30 名」を「25 名」に改める。

第 48 条第 2 項第 3 号中「20 名」を「15 名」に改め、同項第 4 号中「30 名」を「25 名」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（保育士等の数に関する経過措置）
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 号 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
(設備の基準) 第 2 9 条 (略) (1)－(4) (略) (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 名につき 1. 9 8 平方メートル以上、<u>屋外遊技場の面積は、同号の</u>幼 児 1 名につき 3. 3 平方メートル以上であること。 (6)・(7) (略) (職員) 第 3 0 条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各 号に掲げる数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね <u>1 5 名</u>につき 1 名（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定により受け入れる ときに限る。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>2 5 名</u>につき 1 名（法第 6 条 の 3 第 1 0 項第 2 号の規定により受け入れるときに限る。） 3 (略)	(設備の基準) 第 2 9 条 (略) (1)－(4) (略) (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 名につき 1. 9 8 平方メートル以上、<u>屋外遊技場の面積は、前号の</u>幼 児 1 名につき 3. 3 平方メートル以上であること。 (6)・(7) (略) (職員) 第 3 0 条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各 号に掲げる数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね <u>2 0 名</u>につき 1 名（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定により受け入れる ときに限る。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>3 0 名</u>につき 1 名（法第 6 条 の 3 第 1 0 項第 2 号の規定により受け入れるときに限る。） 3 (略)

(職員)

第32条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15名につき1名(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25名につき1名(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

3 (略)

(職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に掲げる数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2名を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15名につき1名(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25名につき1名(法第6条

(職員)

第32条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20名につき1名(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30名につき1名(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

3 (略)

(職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に掲げる数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2名を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20名につき1名(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30名につき1名(法第6条

の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

3 (略)

(職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に掲げる数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15名につき1名(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25名につき1名(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(保育士等の数に関する経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による

の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

3 (略)

(職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に掲げる数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20名につき1名(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30名につき1名(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

3 (略)

改正後の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

○内閣府令第十八号
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
令和六年三月十三日
内閣総理大臣 岸田 文雄

内閣総理大臣 岸田 文雄

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。）
第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	前
第三十三条 （職員） 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。			
第三十三条 （職員） 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。			

備考 表中の「」の記載は注記である。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	前
第二十九条 （職員） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。 「一・二 略」 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人			
第二十九条 （職員） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。 「一・二 同上」 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人			
第三十一条 （職員） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 「一・二 略」 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人			
第三十一条 （職員） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 「一・二 同上」 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人			

(職員) 第四十四条 [略] 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。 〔一・二 略〕 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人 3 [略] (職員) 第四十七条 [略] 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 〔一・二 略〕 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人 3 [略]	
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

1 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第三十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 前項の場合を除き、この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準（満三歳以上満四歳に満たない児童及び満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

こ 成 保 141
5 文科初第 2419 号
令和 6 年 3 月 13 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 中 核 市 市 長

こども家庭庁成育局長
文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の施行について
(通知)

令和 6 年 3 月 13 日、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」(令和 6 年内閣府、文部科学省令第 1 号)、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」(令和 6 年内閣府令第 18 号)及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」(令和 6 年内閣府、文部科学省告示第 1 号)(以下「改正基準等」という。)がそれぞれ別添 1、別添 2 及び別添 3 のとおり公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行される。

改正基準等の改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知を図られたい。

記

第一 改正の趣旨及び内容

今般、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「こども未来戦略」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)において、「2024 年度から、制度発足以来 75 年間一度も改善されてこなかった 4・5 歳児について、30 対 1 から 25 対 1 への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げ

ない。)」とされた。

これを受け、各教育・保育施設において従事する職員等の数を定めた規定のうち、満4歳以上児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善する改正を行う。また、満3歳児の職員配置基準を20対1から15対1へ、併せて改正を行う。

また、財政支援として、私立の教育・保育施設については、公定価格の加算措置を設けることとしており、当該加算等の活用により、職員配置の改善を積極的に進めていただきたい。

公立の教育・保育施設については、公立施設の運営費は、市町村10/10負担であるが、3歳児（15対1）や令和6年度開始の4・5歳児（25対1）の職員配置の改善に要する経費も含め、その地方負担分について普通交付税措置を講じることとされている。

各都道府県及び市町村（以下、「都道府県等」という。）においては、本改正の趣旨や財政支援の措置に鑑み、保育士等の確保の取組を進めつつ、公立施設及び私立施設の職員配置の改善を積極的に推進していただきたい。

なお、今後、公立施設を含め、職員等の配置の改善状況を把握する予定としている。

第二 附則第2項関係

改正基準等の附則第2項では、条例制定主体である都道府県等において、改正基準等による改正後の基準等に従って職員等の配置を行った場合に、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、当該都道府県等内において一律に改正基準等による改正前の基準等が効力を有する旨定めた。

都道府県等においては、本改正の本則において職員配置基準が明確に改善された趣旨に鑑み、改正基準等による改正後の基準に従い条例の改正を行いつつ、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該条例において改正基準等の附則第2項のような経過措置を附則で定めることが望ましい。

第三 附則第3項関係

改正基準等の附則第3項では、改正基準等の公布から施行までの期間に鑑み、都道府県等において改正基準等による改正後の基準に従い条例を制定するための期間を確保する必要があることから、附則第2項が適用される場合（教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき）を除き、改正基準等の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、改正基準等による改正後の基準等に従い都道府県等が定める条例が制定施行されるまでの間は、改正基準等による改正後の基準等のうち、満3歳児及び満4歳以上児の職員配置基準について

定める規定に限り、当該規定を都道府県等の条例で定める基準とみなす経過措置を設けた。

第四 施行期日

令和6年4月1日

【添付資料】

- ・(別添1) 官報「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」(令和6年内閣府、文部科学省令第1号)
- ・(別添2) 官報「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」(令和6年内閣府令第18号)
- ・(別添3) 官報「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」(令和6年内閣府、文部科学省告示第1号)

○本件についての問合せ先

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

Tel : 03-6858-0058